

令和7年2月現在

精神保健福祉の

しおり



沼津市福祉事務所
障がい福祉課

もくじ

項目	ページ
精神障害者保健福祉手帳	1~2
各種サービス	3~4
税金	5
自立支援医療(通院)	6~8
医療費助成制度(入院)	9
重度障害者(児)医療費助成	10
自立支援給付(福祉サービス)	11~13
障害基礎年金	14~15
相談支援事業所等	16
就職支援制度	17
日常生活自立支援事業	18~19
成年後見制度	20~21
近隣の医療機関(精神科)	22~23

◆ 精神障害者保健福祉手帳 ◆

精神に障がいがある人の社会復帰・社会参加の促進を目的に、県知事が交付する手帳です。手帳の交付を受けると各種サービス(P3 参照)、税制上の優遇措置(P5 参照)を受けることができます。

【手帳の等級：I級～3級／有効期限：2年間】

- 手帳の継続を希望する場合は、更新手続きが必要です。
有効期限の3ヶ月前から受け付きます。
- 障がいの程度に変化があり、等級変更をしたい場合は、変更の申請を行う必要があります。
- 紛失、破損、住所や氏名などの記載事項が変更になったときは、すみやかに、障がい福祉課で変更の手続きをしてください。

◎手帳を取得することができる人は？

精神疾患を有する人のうち、精神障がいのため、長期に渡って日常生活や社会生活に制約のある人

◎交付申請の手続きは？

手帳の交付申請は、初診日から6ヶ月経過した時点で、申請できます。

申請窓口 : 障がい福祉課

申請に必要なもの：①障害者手帳申請書（障がい福祉課にあります）

②精神障がいを支給事由とした障害年金証書の写し

および年金振込通知書または手帳用診断書

*診断書は作成日から3か月以内

③個人番号（マイナンバー）がわかるもの

（個人番号カード、通知カード、個人番号の載った住民票など）

④写真1枚 たて4センチ×よこ3センチ

（写真付きの手帳を希望しない方はなくても可）

⑤印鑑（代理申請の場合必要、本人申請の場合は不要）

※利用者と代理人の印鑑の2種類をご用意ください

◎自立支援医療と同時に申請するときは？

申請に必要なもの

① 医療用の申請書および手帳用の申請書（障がい福祉課にあります）

② ・手帳用の診断書（※）または

・医療用の診断書（※）と精神障がいを事由とした障害年金証書等

※診断書は作成日から3か月以内

③ 医療保険資格情報が確認できるもの

（従来の保険証（有効期限まで）・資格確認書・資格情報のお知らせなど）

※マイナ保険証をご利用の方は、マイナポータル（アプリ）にログインして窓口で確認できるようにしていただくか、あらかじめ資格情報がわかる画面を印刷してお持ちください。

・国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者

→世帯で同じ保険証を持つ加入者全員分

・健康保険・共済組合等の医療保険加入者 →申請者本人分

・生活保護受給中 →生活保護証明書

④ 個人番号（マイナンバー）がわかるもの

（個人番号カード、通知カード、個人番号の載った住民票など）

申請者本人のマイナンバーと、次の場合は本人以外のマイナンバーが必要です。

・国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者

→世帯で同じ保険証を持つ加入者全員分のマイナンバー

・健康保険・共済組合等の医療保険加入者

→扶養されている場合、被保険者の分のマイナンバー

⑤ 写真1枚 たて4センチ×よこ3センチ

（写真付きの手帳を希望しない方はなくても可）

⑥ 印鑑（代理申請の場合必要、本人申請の場合は不要）

※利用者と代理人の印鑑の2種類をご用意ください

★診断書用紙は、医療機関に備えてあるところもありますので、かかりつけの病院でお尋ねください。

◆ 各種サービス ◆

◎手帳を所持している人が受けられるサービスは？

<障がい福祉課が窓口のもの>

●タクシー利用券交付 対象者：手帳1・2級

普通車初乗運賃額×24枚／年 手帳交付年月により交付枚数は変わります。

※ただし、（軽）自動車税の減免を受けている方などは対象外です。

●静岡県ゆずりあい駐車場制度 対象者：手帳1級かつ歩行が困難な方

静岡県ゆずりあい駐車場の「利用証」を交付します。

●ヘルプマーク・ヘルプカードの配布 対象者：手帳有無を問わず全ての人

援助や配慮を必要とする人に対して、無料で配布しています。



●日常生活用具（頭部保護帽）

対象者：手帳所持者のうち、てんかんの発作等により頻繁に転倒する人

頭部保護帽購入費用の補助をうけることができます。

※申請前に購入すると助成の対象となりませんので、事前にご相談ください。

●在宅給食サービス 対象者：原則 手帳1級

家庭で食事の確保が困難な重度の障がいのある 65 歳未満の人

生計中心者の所得税額により、自己負担金が決まります。

●NHK放送受信料の免除

世帯構成員全員が市民税非課税…全額免除 対象者：手帳1～3級

対象者が世帯主…半額免除 対象者：手帳1級

<その他>

●家具等の転倒防止

地震発生時に家具等が転倒しないよう専門業者が固定します。

（一世帯1回のみ、4品まで無料）

問合せ先…危機管理課 934-4803

●後期高齢者医療

手帳1・2級で 65 歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入することができます。

問合せ先…国民健康保険課 934-4728

●施設利用料の減免 対象者：手帳1～3級

※手帳の提示の代わりに、障害者手帳アプリ「ミライロ ID」の画面を見ることでも利用できます。

半額免除	全額免除
大岡テニスコート 愛鷹運動公園テニスコート	沼津市庄司美術館 戸田造船郷土資料博物館 沼津市芹沢光治良記念館 明治史料館 若山牧水記念館 大型展望水門「びゅうお」

●市営駐車場・公の施設に附帯する駐車場料金の減免

対象者：手帳所持者、

又は手帳所持者が同乗する場合において、介助者が使用するとき

※手帳の提示の代わりに、障害者手帳アプリ「ミライロ ID」の画面を見ることでも利用できます。

最初の4時間まで全額免除	最初の2時間まで全額免除
サンウェルぬまづ・千本プラザ 沼津市立病院・沼津市立図書館 プラサヴェルデ	市営香貫駐車場・らららサンビーチ

●携帯電話基本料金の割引 対象者：手帳1～3級

本人名義に限る(1回線のみ)。

具体的な割引内容や手続きについては、各社異なります。

詳細は、各携帯電話会社へお問い合わせください。

●JR鉄道運賃の割引(R7.4.1～適用開始) 対象者：手帳1～3級

割引率：普通運賃(営業キロが片道100キロ超) 5割引 ほか

詳細は、JRへお問い合わせください。※顔写真付きの手帳が必要です。

●静岡県下の路線バス運賃の割引 対象者：手帳1～3級

割引率：普通運賃・回数券 5割引 / 定期券 3割引

詳細は、利用するバス会社へお問い合わせください。

●航空運賃(国内線)の割引 対象者：手帳1～3級

割引率は航空会社や路線によって異なります。※顔写真付きの手帳が必要です。

詳細は、各航空会社へお問い合わせください。

◆ 税 金 ◆

◎税制上の優遇措置

区分	内 容	対 象	申請窓口
所 得 税	所得控除	特別障害者控除40万 手帳1級 普通障害者控除27万 手帳2・3級 同居特別障害者控除75万円 (特別障害者が同居している場合該当)	沼津税務署 922-1560
市 県 民 税	非課税	障がいのある人で前年の合計所得金額が135万円以下の人	市民税課 934-4735 934-4736
	所得控除	特別障害者控除30万 手帳1級 普通障害者控除26万 手帳2・3級 同居特別障害者控除53万円 (特別障害者が同居している場合該当)	
自動車税 種別割及び 自動車税 環境性能割 軽自動車税 種別割及び 軽自動車税 環境性能割	減 免	手帳1級所持者又はその人と生計を同一にする者が取得し、又は所有する自動車等で当該障がい者の通院等のためにその生計同一者が運転する場合 ※生計同一証明書・常時介護証明書は東部健康福祉センター福祉課(920-2087)で発行 持ち物： ①障がい者本人と運転をする人、所有者を含む住民票 ②運転する方の免許証 ③車検証 ④精神障害者保健福祉手帳	沼津財務事務所 920-2019 軽自動車税種別割は市民税課 934-4734
贈 与 税	非課税	特定贈与信託を利用すると、特別障害者(1級)は6,000万円、特別障害者以外の特定障害者(2・3級)は3,000万円を限度として贈与税が非課税となる。	沼津税務署 922-1560
相 続 税	税額控除	障がい者が相続により財産を取得した場合、障がい者が85歳に達するまでの年数に一定額を乗じた金額を税金から控除する。手帳1級～3級	沼津税務署 922-1560

◆ 自立支援医療(通院) ◆

精神通院医療を受けている人の公費負担制度です。医療費の1割が原則として自己負担となります。(一定所得以上の一部の人を除く)

通院の他に、薬局、往診、デイケア、訪問看護も対象となります。

また、所得や疾病の状況に応じて、毎月の自己負担限度額が異なります。

◎所得の条件は?

生活保護:生活保護受給世帯

低所得1:市民税(均等割)非課税の世帯で、本人の収入(年金)・所得(給与等)が80万円(*)以下の人

低所得2:市民税(均等割)非課税の世帯で、本人の収入(年金)・所得(給与等)が80万円(*)を超える人

中間所得層1:市民税額(所得割)が合計3万3,000円未満の世帯の方

「重度かつ継続」に該当する方には上限を設定

中間所得層2:市民税額(所得割)が合計3万3,000~23万5,000円未満の世帯の方 「重度かつ継続」に該当する人には上限を設定

一定所得以上:市民税(所得割)が合計23万5,000円以上の世帯は対象外

ただし、「重度かつ継続」に該当する人は対象となります。

一定所得以下		中間所得層		一定所得以上
生活保護世帯	市民税非課税	市民税 < 33,000円	33,000円 ≦ 市民税 < 235,000円	235,000円 ≦ 市民税
負担0円	本人収入(所得) ≤80万円(*) 低所得1	本人収入(所得) >80万円(*) 低所得2	中間所得1	中間所得2
	重 度 か つ 継 続			
	負担上限月額 2,500円	負担上限月額 5,000円	負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円
負担上限月額 20,000円				

*令和7年7月以降は、80万9,000円となります。

◎「重度かつ継続」の対象は?

- ① 認知症などの器質性精神障がい
- ② アルコール依存症などの薬物関連障がい
- ③ 統合失調症、妄想性障がいなどの統合失調症圏の疾患
- ④ うつ病、躁うつ病、神経性うつ病などの気分障がい(感情障がい)
- ⑤ てんかん
- ⑥ 3年以上の精神医療の経験を有する医師によって、集中的・継続的な通院医療を要すると判断された人

◎申請の手続きは？

申請窓口 : 障がい福祉課

申請に必要なもの：①自立支援医療費支給認定申請書（障がい福祉課にあります）

②医療用診断書（手帳と同時申請の場合、手帳用診断書）

*診断書は作成日から3か月以内

③医療保険資格情報が確認できるもの

（従来の保険証（有効期限まで）・資格確認書・資格情報のお知らせなど）

※マイナ保険証をご利用の方は、マイナポータル（アプリ）にログインして窓口で確認できるようにしていただくか、あらかじめ資格情報がわかる画面を印刷してお持ちください。

・国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者

→世帯で同じ保険証を持つ加入者全員分

・健康保険・共済組合等の医療保険加入者 →申請者本人分

・生活保護受給中 →生活保護証明書

④個人番号（マイナンバー）がわかるもの

（個人番号カード、通知カード、個人番号の載った住民票等）

※申請者本人のマイナンバーと、次の場合は本人以外のマイナンバーが必要です。

・国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者

→世帯で同じ保険証を持つ加入者全員分のマイナンバー

・健康保険・共済組合等の医療保険加入者

→扶養されている場合、被保険者の分のマイナンバー

⑤印鑑（代理申請の場合必要、本人申請の場合は不要）

※利用者と代理人の印鑑の2種類をご用意ください

⑥年金振込通知書または年金振込先の預金通帳

（利用者が年金受給者の場合）

有効期限：1年間

- 1年ごとに再認定（更新）の手続きが必要ですが、診断書の提出は2年に1度になります。
- 再認定（更新）手続きは有効期限の3ヶ月前から受け付けます。

その他：

- 自立支援医療（精神通院）指定医療機関の指定を受けた、受給者証に記載されている医療機関（薬局・訪問看護事業を含む）でのみ、医療費助成が適用されます。
- 医療機関を変更する場合には、あらかじめ変更届が必要です。
- 県において内容を審査し、認定されると、受給者証、自己負担上限額

管理票が交付されます。

- 入院医療費には適用されません。「精神障害者医療費助成制度」(入院)がありますので、ご相談ください。※9ページ参照
- 住所や氏名、医療保険資格などに変更があった場合は、変更届を提出してください。

◆ 医療費助成制度（入院） ◆

この制度は精神に障がいのある人に対し医療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、その療養を推進し、精神に障がいのある人の福祉の増進に寄与することを目的としています。

◎受給できる対象者は？

- ①沼津市に住所を有し、精神疾患による入院期間が継続して3ヶ月を超えた精神に障がいのある人
- ②この制度による医療費の助成を受けた精神に障がいのある人で、退院後6ヶ月以内に再入院した人

※重度障害者（児）医療費助成、生活保護、ひとり親家庭等医療費助成、こども医療費助成を受けている人は対象外です。

◎いつから開始できるの？

入院期間が継続して満3ヶ月を超えた日の翌月から
助成を受けた後、6ヶ月以内に再入院した場合は翌月から

◎助成額は？

保険診療自己負担額から高額療養費等の給付額を控除した額の3分の1

◎申請の手続きは？

下記書類を沼津市障がい福祉課の窓口まで提出してください。

- (初回) ・助成対象であることの「証明書」（医療機関で記入してもらう）
 - ・口座振込申出書
 - ・医療保険情報が確認できるもの（従来の保険証（有効期限まで）・資格確認書・資格情報のお知らせなど）
 - ・精神障害者医療費助成金支給申請書（医療機関の証明または領収書）
- (継続) ・精神障害者医療費助成金支給申請書（医療機関の証明または領収書）

◎申請期限は？

助成対象月から1年以内

例) 8月分の申請は、翌年8月末までに。

◆ 重度障害者(児)医療費助成 ◆

心身に重度の障がいのある人に対して、医療費の自己負担金（保険診療分）の一部を助成します。

◎受給できる対象者は？

- ・精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級を所持している人

※手帳の期限が切れた場合や等級が変わった場合等は助成対象となりません。

所得制限

- ・本人及び同一世帯の家族が一定の基準を超える所得がある場合は、助成が停止となります。

◎助成対象は？

- ・医療機関や薬局等で支払われる医療費の自己負担金（保険診療分）

※65歳以上の新規対象者のうち、住民税課税世帯に属する方は入院医療費が助成対象外

※保険がきかない健康診断、予防接種、文書料、薬の容器代、オムツ代、入院時の差額ベッド代や食事代等は助成対象外

※「自立支援医療（精神通院）」受給者証をお持ちの方は、重度障害者(児)医療費助成金受給者証との両方を医療機関に提示願います。

※「高額療養費」や「家族療養費附加金」など、各種の保険制度からの給付金がある場合は、その給付額を差し引いた残額が対象となります。

一部負担金

- ・1ヶ月1病院500円まで（助成金支給時に控除）
(薬局については、一部負担金はありません)

◎助成を受けるためには？

市が「重度障害者(児)医療費助成受給者証」を発行します。（対象となる方には、申請手続きなどを市からお知らせします。）

県内の医療機関の窓口では、受給者証を提示し、医療費を一旦全額支払ってください。県外の医療機関や、保険適用の鍼灸マッサージ（県内外問わず）の場合は、領収書と医療費助成金支給申請書を、障がい福祉課へ提出してください。

支払われた自己負担金（保険診療分）を市で確認した後、指定された口座に振り込みます。

◆ 自立支援給付 ◆

障がいのある人が利用できる福祉サービスは、自立支援給付（介護給付、訓練等給付）、地域生活支援事業に分けられ、それぞれの内容は次のとおりです。

◎自立支援給付（介護給付）のサービスは？

居宅介護 (ホームヘルプ)	日常生活を営むのに支障がないように、買い物、調理、掃除等の支援を行います。
短期入所 (ショートステイ)	介護する人が病気などによって、短期間の入所が必要な人に対して、支援を行います。 (対象者の病状が安定していることが条件です)
生活介護	施設において、昼間入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創造的活動又は生産活動の機会を提供します。

◎自立支援給付（訓練等給付）のサービスは？

自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般企業等に新たに雇用された人が、継続的に就労できるよう、連絡調整や相談等の支援を行います。
自立生活援助	自宅で単身等で生活する人が自立した日常生活ができるよう、相談や日常生活上の援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

◎地域生活支援事業のサービスは？

障がいのある人が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性に応じた柔軟な事業形態による事業などを実施します。

相談支援	障がいのある人や障がいのある人を介護する人の相談に応じたり情報提供などを行います。
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の事業を行います。
移動支援 (ヘルパー支援型)	社会生活上必要不可欠な外出(通勤、通学以外)及び余暇活動等の社会参加のための1日の範囲内で用務を終える外出の際の移動支援を行います。 ※手帳所持者で市が外出時に支援が必要と認めた人

◎手続きは？

(1) 相談・申請

自立支援給付の利用を希望する際は市へ相談し、自立支援給付費等の支給申請をします。

(2) 支給決定

障がいのある人の心身の状況(障害支援区分)、社会活動や介護者、居住などの状況、サービスの利用意向、訓練・就労に関する評価を把握し、障がい者の福祉サービスの必要性を総合的に判定し、自立支援給付費を支給することが適当と認められたときに支給が決定されます。

(3) 利用

支給決定後、都道府県知事の指定を受けた事業者・施設と契約を結び、サービスを利用します。

[問合せ、申請窓口] 障がい者基幹相談支援センター TEL 934-4833

障がい福祉課 TEL 934-4830

◎利用料金は？

利用者は、事業者・施設に対して利用者負担額（原則1割負担）を支払います。なお、所得に応じ、月額負担上限額や個別の減免措置が設けられています。定率負担の上限月額は下記の表のとおりです。（地域生活支援事業は除く）

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般 1	市民税課税世帯（所得割が16万円未満）で居宅で生活する人	9,300円
一般 2	市民税課税世帯（所得割が16万円以上）	37,200円

障がい児（20歳未満の入所施設利用者を含む）の場合は、扶養義務者（保護者等）の市民税の額により、負担の上限額が下表のとおりになります。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般 1	市民税課税世帯（所得割が28万円未満）で居宅で生活する人	4,600円
	市民税課税世帯（所得割が28万円未満）で施設で生活する人	9,300円
一般 2	市民税課税世帯（所得割が28万円以上）	37,200円

※高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児（通所・入所）給付費

障害福祉サービス・障害児通所〔または入所〕支援・補装具などのサービスを併用した為に一月の自己負担額（法定の利用者負担額）の合計が基準額を超えた時に、超過分の金額が高額障害福祉サービス等給付費又は高額障害児（通所・入所）給付費として助成されます。

◆ 障害基礎年金 ◆

◎どのような時に受給できるの？

1. 国民年金に加入中に初診日のある病気やケガで、障がいになり、障害認定日もしくはそれ以降に一定の障がいの状態になったとき

20歳前、及び60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間に初診日のある人で一定の障がいの状態になったとき

2. 初診日の前々月までに、保険料の納付期間（※免除期間、学生納付特例期間を含む）が加入期間の2/3以上あること

ただし、上記の要件を満たさない場合でも、令和8年3月31日までに初診日がある場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間が保険料の納付済期間（※免除期間・学生納付特例期間を含む）で満たされていればよいことになっています。

※ 免除期間のうち、部分免除を受けた期間は、残りの保険料を納めないと未納期間になります。

20歳前の障がいについては、20歳になったときから障害基礎年金が受けられます。ただし、本人の保険料納付実績が無い年金給付ですので、所得制限があります。

◎初診日とは？

障がいの原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日をいいます。（前医がある場合は、前医が初めて診断した日が初診日となります。）

◎障害認定日とは？

初診日から1年6ヶ月を経過した日、または1年6ヶ月を待たなくとも症状が固定した日をいいます。

◎請求はいつからできるの？

病気の初診日から1年6ヶ月経過後、請求が可能です。

◎年金額は？

等級は、国民年金法によって決められています。

級 別	障害基礎年金の額
I 級	1,020,000 円
2 級	816,000 円

※令和6年4月現在

◎相談する場所は？

以下のところに、ご相談ください。

市民課国民年金係	TEL 934-4724
沼津年金事務所	TEL 921-2201
ねんきんダイヤル	TEL 0570-05-1165

◆ 相談支援事業所等 ◆

◎障がい者相談支援事業

障がい者基幹相談支援センター (障がい福祉課内)	沼津市御幸町 16-1	934-4833
地域生活支援センターふれあい沼津	沼津市本字下一丁田897	954-2735
サポートセンターなかせ	沼津市中瀬町 17-11	935-5680
相談支援センターきさらぎ	沼津市石川 828-3	967-5952
生活支援センターあしたか (総合地域サポートセンターひまわり内)	沼津市宮本5-2	923-7981
サポートセンターこげら	沼津市今沢365-1	969-0810

(令和 7 年 2 月現在)

◎地域活動支援センター

地域生活支援センターふれあい沼津	沼津市本字下一丁田897	954-2735
相談支援センターきさらぎ	沼津市石川 828-3	967-5952
サポートセンターこげら	沼津市今沢 365-1	969-0810

(令和 7 年 2 月現在)

◎障がい者相談員

令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

芹澤 ムツ子	沼津市下香貫牛臥 3007-5	932-7687
大村 麻理子	沼津市岡宮 897-13	921-0284
酒井 よし子	沼津市大岡 2105-4	925-2859
杉本 富太郎	沼津市三園町 13-21	933-6008

(令和 7 年 2 月現在)

◆ 就職支援制度 ◆

<相談窓口> 沼津公共職業安定所(ハローワーク沼津) TEL 918-3713

種類	内容	備考
トライアル雇用	障がいのある人が原則3ヶ月試行的に働く間に、本人の適性や能力を見極め、その後の継続雇用を目指していく制度です。	対象要件あり
公共職業訓練	障がいのある人が必要な技術を習得することにより、就職を容易にし、職業の自立を図ることを目的とした訓練で、主として障害者職業訓練校で実施しています。 訓練期間は3ヶ月～2年間です。	①訓練費用は無料 (教材費は実費) ②訓練生には訓練手当を支給 (支給要件あり)
委託訓練	障がいのある人に対して企業などの多様な委託先を活用した訓練を実施することにより、職業技術の向上と雇用促進を図る制度です。訓練期間は原則として3ヶ月以内です。	訓練生には訓練手当を支給 (支給要件あり)
職場適応訓練	職場への適応を容易にするため、障がい者本人の能力に適した作業において一定期間の実地訓練を行い、訓練終了後に訓練を行った企業に引き続き雇用してもらおうとする制度です。県が事業主に委託して実施します。訓練期間は6ヶ月以内(重度障がい者は1年以内)です。	訓練生には訓練手当を支給 (支給要件あり)
短期職場適応訓練	障がい者本人が実際に従事する仕事を体験することにより就業への自信を得させるとともに、企業に対して本人の技能レベルや職場での適応性を把握させることを目的とした短期の職場実習を行う制度です。訓練期間は原則2週間(重度障がい者は4週間)です。	訓練生には訓練手当を支給 (支給要件あり)
ジョブコーチ	障がいのある人が雇用される作業現場に、援助者(ジョブコーチ)を派遣する制度です。仕事の作業手順やコミュニケーションをとるためにアドバイスをするとともに、事業所に対し、障がい特性や配慮事項等の説明を行います。	国が行う制度と静岡県が行う制度があります。

◆ 日常生活自立支援事業 ◆

(旧地域福祉権利擁護事業)

18歳以上の精神や知的に障がいのある人、認知症の人などの中で判断能力が不十分な人たちを対象に、福祉サービスの利用などに関する相談に応じ、サービス選択、契約を支援します。また、安心して日常生活が送れるように、お手伝いするものです。

◎どのようなサービスがあるの？

基本サービス： 福祉サービスを利用するための援助

- ・福祉サービスに関する情報提供・助言
- ・福祉サービスの利用・手続きの援助
- ・福祉サービス利用料の支払い
- ・通知の確認などの援助
- ・苦情解決制度の利用・手続きの援助

付随サービス： 日常の金銭管理

- ・年金や手当の受領確認
- ・日常的な生活費に要する預貯金の払い戻し
- ・医療費、公共料金、家賃、地代、税金などの支払い

付随サービス： 書類等の預かりサービス

- ・普通預金通帳、定期預金通帳
- ・不動産権利書、契約書
- ・実印、印鑑登録カード
- ・貸し金庫のカギ

※書類等の預かりについては、預かりのみで資産運用はしません。

◎利用料金は？

契約後の利用は、有料となります。（1回 1,500 円）

生活保護を受けている人は無料となります。書類などを預かるための利用料は、実費になります。担当の専門員にお尋ねください。

相談は無料です。

◎問い合わせ先は？

沼津市社会福祉協議会（生活支援センター）

沼津市日の出町1-15 ぬまづ健康福祉プラザ（サンウェルぬまづ）内 3F

TEL 924-4455

FAX 924-4457

◆ 成年後見制度 ◆

精神障がい、認知症、知的障がいなどの理由で判断能力の不十分な人たちを保護し、支援するのが成年後見制度です。

たとえば、不動産や預貯金の管理、福祉サービスなどの契約や悪徳商法などの被害にあわないように保護、支援します。

成年後見制度は、大きく分けると法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

◎法定後見人制度とは？

本人や親族などが家庭裁判所に申立てることによって利用でき、利用対象者の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」に分かれます。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

	後 見	保 佐	補 助
対象となる人	判断能力が欠けているのが通常の状態	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
申し立てをすることができる人	本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、市町村長など		

◎任意後見制度とは？

本人が十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について、代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。

そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと、本人を代理して契約などをすることにとって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能となります。

◎相談・問合せ先は？

障がい者基幹相談支援センター
(市役所障がい福祉課内)

TEL 934-4833

沼津市成年後見支援センター
(サンウェルぬまづ3階)

TEL 924-4455

<申立てや後見人業務などの
手続きに関する問合せ>

静岡家庭裁判所沼津支部 家事書記官室 TEL 916-8385

◆ 近隣の医療機関(精神科) ◆

(順不同)

沼津中央病院	沼津市中瀬町24-1	055-931-4100
ふれあい沼津ホスピタル	沼津市市道町8-6	055-962-3530
ふれあい沼津クリニック	沼津市本字下一丁田878-2	055-964-5070
大手町クリニック	沼津市大手町3-1-2 エイブルコア6F	055-962-7371
ひろメンタルクリニック	沼津市大手町 5-11-3 ラピュタービル2F	055-954-5155
心療内科ゆうゆう	沼津市高沢町 3-15 エンゼルパークビル2F	055-929-1300
すぎやまメンタルクリニック	沼津市黒瀬町2	055-960-7915
てらだ医院	沼津市原1702-12	055-967-1286
佐藤医院	沼津市大岡1699-6	055-962-5479
大岡マサキクリニック	沼津市大岡 863-6 ツインヒルズ1階	055-943-9696
伊豆函南病院	田方郡函南町平井1694	055-974-0121
東富士病院	駿東郡小山町須走109-5	0550-75-3800
聖明病院 (アルコール専門)	富士市大渕 888	0545-36-0277
鷹岡病院	富士市天間1585	0545-71-3370

大富士病院	富士市中野249-2	0545-35-0024
富士メンタルクリニック	富士市本町1-2-201	0545-64-7655
三島森田病院	三島市徳倉1195-793	055-986-3337
広小路クリニック	三島市広小路町7-3	055-972-2231
文教町クリニック	三島市文教町2-1-29	055-988-7531
塚田医院	三島市泉町5-3	055-975-5609
三島心療内科クリニック	三島市寿町3-39 田代ビル3F	055-973-5234
みしま南口クリニック	三島市一番町 15-19 TG ビル5階	055-991-5255
長泉メンタルクリニック	駿東郡長泉町下土狩33-8 スワベビル30A	055-955-6200
谷こころのクリニック	御殿場市新橋1626-1 花霧居ビル101号	0550-82-2702

沼津市障がい福祉課

令和6年度